

令和7年度鹿児島県四地区観光連絡協議会SNS情報発信業務委託仕様書

1 業務名

令和7年度鹿児島県四地区観光連絡協議会SNS情報発信業務委託

2 業務目的

鹿児島県四地区観光連絡協議会（加盟市：鹿児島市、霧島市、南九州市、指宿市）において四市の魅力を多くの人へ訴求するため、SNSを用いて情報発信するもの

3 業務期間

契約締結の日から令和8年3月19日（木）まで

4 業務内容

① インフルエンサーの選定及び情報発信

インフルエンサーを選定し、現地での体験等を取材し、自身で体感した魅力を自身のチャンネル等において発信する。

発信媒体：YouTube

主なターゲット：20代～40代

動画制作本数：2投稿以上

ア. インフルエンサーの選定

- ・旅行や観光の投稿を主としているインフルエンサーであること。
- ・令和7年5～10月のYouTubeにおける平均再生回数約5万回以上のインフルエンサーを1名以上起用すること

イ. 発信内容

- ・四市の周遊を促すモデルコースであること
- ・各市の観光資源を活かした発信とすること

ウ. 撮影・編集支援

- ・インフルエンサーと発信内容に関する事前協議を行う。
- ・発信に必要な情報提供を行う。
- ・撮影場所への許可取り並びに必要な応じた撮影支援を行う。
- ・発信スケジュール管理を行う。
- ・インフルエンサーを招聘する際の移動や取材先の手配を行う。
- ・発信内容については、公開前に、事前に本市へ確認し了承を得ること。

エ. 情報発信

- ・情報の効果的な拡散を図るため、Instagram等のリールなどを活用し、自身のYouTubeへの導入を図ること

② P R動画制作及び S N S 広告配信

観光 P R 動画を作成し、S N S 広告配信にて四市への観光客の訴求を図る。

ア. 観光 P R 動画内容

構成時間：15 秒程度

動画本数：1 本以上

主なターゲット：20 代～40 代

- ・四市への旅行意欲を喚起するため初見でインパクトのある内容とする。
- ・四市が所有する下記の観光 P R 動画・写真を素材として使用することも可とする。

鹿児島市

- ・ <https://www.youtube.com/watch?v=L81S9demjoE>

霧島市

- ・ <https://www.youtube.com/watch?v=ItUACivPPsU>
- ・ <https://www.city-kirishima.jp/kirikan/kanko/photoframe/photolibrary.html>

指宿市

- ・ https://youtu.be/cGsIR_dqK4Y
- ・ <https://www.ibusuki.or.jp/info/photo/>

南九州市

- ・ https://www.city.minamikyushu.lg.jp/cgi-bin/recruit.php/2/list?page_no=2290

- ・制作した動画は、すべて Instagram アカウント「かごしま四都旅」へ掲載すること。

イ. 広告配信

発信媒体：Instagram、TikTok、X 等

訴求対象エリア：首都圏、関西圏、北部九州圏、鹿児島県内

想定表示回数：60 万回以上

- ・広告配信のリンク先は、Instagram アカウント「かごしま四都旅」とすること。

5 効果検証及び業務報告

事業の結果を取りまとめた業務報告書を作成し、契約終了後検査を受けること。業務報告書には、以下の内容を含めること。

また、報告書の提出は令和 8 年 3 月 19 日（木）までとする。

- (1) インフルエンサーがＳＮＳ等で行った情報発信について、リーチやエンゲージメント、視聴者の居住地や年齢層・性別等を評価・分析し、結果報告を行うこと。
- (2) 観光ＰＲ動画を用いたＳＮＳ広告配信における視認者数やクリック数などをもとに評価・分析し、報告すること。
- (3) その他業務実施にあたり制作した成果物を報告すること。

6 業務実施上の留意点

- (1) 本事業を行うにあたり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (2) 委託業務に関して知りえた情報をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は契約解除された後においても同様とする。
- (3) 委託業務を通して取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。
- (4) 委託料は、当該業務の履行に必要な全ての経費を含むこと。
- (5) インフルエンサーが制作した著作物を本契約の目的以外で利用しようとする場合は、事前にインフルエンサーの承諾を得るものとする。
- (6) 制作した観光ＰＲ動画に対する著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 23 条（公衆送信権等）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利については、鹿児島県四地区観光連絡協議会に帰属するものとする。
- (7) 投稿に関しては鹿児島県四地区観光連絡協議会のプロモーションであることを明らかにするなど、景品表示法等各種法令に違反しないよう十分管理すること。
- (8) 業務完了後に、受託者の責に帰すべき事由により鹿児島県四地区観光連絡協議会または第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその賠償責任を負うものとする。
- (9) 業務完了後に、受託者が提出した成果物に不良箇所があった場合は、速やかに訂正、補足等を行うものとし、これらに係る経費は受託者の負担とする。
- (10) 本仕様書に明記されていない事項又は、業務遂行に関して疑義が生じた場合は、鹿児島県四地区観光連絡協議会と受託者で協議することとする。